

長崎市立認定こども園長崎幼稚園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎市立認定こども園長崎幼稚園（以下「当園」という。）の運営に関し、長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例（平成27年長崎市条例第54号）及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例施行規則（平成29年長崎市規則第32号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月告示）に基づき、認定こども園移行のモデル園として子どもに対する教育・保育の質の向上を図るとともに、地域における子育て支援の充実を図るものとする。

2 小学校と連携し園児の発達・学びの連続性を確保するとともに、乳幼児期における教育及び保育の研究や研修の充実を図るものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長） 1人（常勤1人）

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 1人（常勤1人）

副園長は、園長を補佐し、子育て支援事業並びに園児の教育及び保育の対応に従事する。

(3) 保育教諭 員数については、長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第40号）で定める配置基準以上とする。

保育教諭は、園児の教育及び保育の対応に従事する。

(4) 調理員 1人（※委託）

調理員は、献立に基づく給食の調理業務を行う。なお、当該調理業務は、委託により実施するものとする。

(5) 養護教諭 1人（常勤1人）

養護教諭は、園児の健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 嘱託医 1人（非常勤1人）

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人（非常勤1人）

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託薬剤師 1人（非常勤1人）

嘱託薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（虐待の防止のための措置）

第4条 当園は、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第39号）第3条第4項の規定により、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。